■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	「 手米百	2019年度中間期末			2020年度中間期末		
1	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	_	_	_	_	_	_
	地方債	_			_		_
	短期社債	_			_		_
	社債	6,104	6,176	72	4,172	4,210	37
	その他	10,000	10,475	475	10,000	10,289	289
	小計	16,104	16,652	547	14,172	14,499	327
時価が中間貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	_	_	_	_	_	_
	地方債	_	_	_	_	_	_
	短期社債	_	_	_	_	_	_
	社債	356	352	△ 4	900	892	△ 7
	その他	_	_	_	_	_	_
	小計	356	352	△ 4	900	892	△ 7
合計		16,461	17,004	543	15,072	15,392	319

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位:百万円)

種類	2019年度中間期末	2020年度中間期末		
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額		
子会社・子法人等株式	7,385	7,385		
関連法人等株式	_	_		
投資事業組合出資金	890	1,089		
合計	8,276	8,475		

⁽注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2019年度中間期末		2020年度中間期末			
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	 差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	22,164	10,560	11,603	18,695	5,604	13,090
	債券	353,647	343,502	10,145	316,503	309,621	6,882
	国債	15,204	15,077	126	10,784	10,750	34
	地方債	209,714	203,139	6,574	184,448	179,707	4,740
	短期社債	_		_	_		_
	社債	128,728	125,284	3,444	121,270	119,162	2,107
	その他	68,101	65,664	2,437	81,789	78,963	2,825
	小計	443,913	419,726	24,186	416,988	394,189	22,798
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,029	3,775	△ 745	7,704	9,250	△ 1,546
	債券	13,348	13,505	△ 156	81,197	81,799	△ 602
	国債	10,056	10,210	△ 154	13,889	14,233	△ 343
	地方債	797	800	△ 2	41,254	41,406	△ 151
	短期社債	1,999	1,999	_	_	_	_
	社債	494	495	△ 0	26,053	26,159	△ 106
	その他	17,054	18,272	△ 1,217	19,927	21,779	△ 1,851
	小計	33,433	35,552	△ 2,119	108,829	112,829	△ 4,000
合計		477,346	455,279	22,067	525,817	507,019	18,798

⁽注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位:百万円)

種類	2019年度中間期末	2020年度中間期末			
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額			
株式	1,455	1,498			
その他	15	13			
合計	1,470	1,511			

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

財務状況 時価等情報

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前中間期における減損処理額は、該当ありません。

当中間期における減損処理額は、128百万円(全て株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
- ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
- イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。